「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

⑴～⑷　（略）

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	21,000
静岡県	17,000
三重県	48,000
和歌山県	12,000
島根県	26,000
高知県	12,000
長崎県	32,000
宮崎県	26,000
鹿児島県	25,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

（注１）第３の３の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

（注２）上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第４の１の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

⑹・⑺　（略）

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年（するめいかについては平成24年～26年）。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがにについては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

⑴～⑷　（略）

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	21,000
静岡県	17,000
三重県	53,000
和歌山県	12,000
島根県	24,000
高知県	12,000
長崎県	32,000
宮崎県	21,000
鹿児島県	27,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

注　第３の３の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

（新設）

⑹・⑺　（略）

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。ただし、さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第３の４の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年（するめいかについては平成24年～26年）。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがにについては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。